



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバルテレコム
代 表 者 代表取締役社長 谷井 剛
(コード：9445 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 山 本 忠 幸
電 話 番 号 03-3233-1301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を本年6月18日に開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本年4月14日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、本年6月18日開催予定の当社第20回定時株主総会の承認を条件として、コーポレートガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

このほか、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第39条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第41条及び第42条を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月18日(木)

定款変更の効力発生日 平成27年6月18日(木)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行規定	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 〔条文省略〕</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会</u>ならびに会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 ~ 第 1 7 条 〔条文省略〕</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 8 条 当会社に取締役 1 5 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(選任)</p> <p>第 1 9 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">〔条文省略〕 〔条文省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>— 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第 2 1 条 〔条文省略〕</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 〔現行どおり〕</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>ならびに会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 ~ 第 1 7 条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 8 条 当会社に取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) 1 5 名以内を置く。 <u>当会社に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 1 9 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔現行どおり〕 〔現行どおり〕</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 0 条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>— 任期の満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 2 1 条 〔現行どおり〕</p>

現行規定	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>第23条 [条文省略]</p>	<p>第23条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。 但し、緊急のときはこの期間を短縮 することができる。 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会の招集者及び議長)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p>

現行規定	変更案
<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>（<u>監査等委員会の招集通知</u>）</p> <p>第29条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第30条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第26条 〔条文省略〕</p>	<p>第31条 〔現行どおり〕</p>
<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>（<u>監査等委員会規程</u>）</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>（員数）</p>	<p>〔削除〕</p>
<p>第27条 当会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>〔削除〕</p>
<p>（選任）</p>	<p>〔削除〕</p>
<p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>〔削除〕</p>

現行規定	変更案
<p>(任期)</p> <p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 会計監査人</p>
<p>第34条～第35条 [条文省略]</p>	<p>第33条～第34条 [現行どおり]</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行規定	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 取締役等の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 3 7 条 会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって取締役 (取締役であった者を含む。) 及び監査役 (監査役であった者を含む。) の同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度として免除することができる。</p> <p>(社外取締役等との責任限定契約の締結)</p> <p>第 3 8 条 会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 取締役等の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 3 6 条 会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。</p> <p>(非業務執行取締役等との責任限定契約の締結)</p> <p>第 3 7 条 会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) 及び会計監査人との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令に定める金額に限定する旨の契約を締結することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>第 3 9 条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 3 8 条 [現行どおり]</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 3 9 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第 4 0 条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 4 0 条 [現行どおり]</p> <p>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</p> <p>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 4 1 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>	<p>[削除]</p>

現行規定	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第42条</u> <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引又は公開買付の方法により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第43条</u> [条文省略] 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>に対しては、利息をつけない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第41条</u> [現行どおり] 未払の<u>配当金</u>に対しては、利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> <u>当社は、第20回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。但し、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>当社は、第20回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>